

平成 31 年度税制改正に関する意見

平成 30 年9月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 柿木 厚司

平成 31 年度税制改正に関する意見

わが国経済は、企業収益が好調に推移する中、設備投資の回復に加え、雇用環境の改善による個人消費の持ち直し等、景気の拡大基調が続いている。一方で、グローバルな活動を行う企業にとっては、海外経済の不確実性や資源価格の動向など、取り巻く経済環境は依然として予断を許さない状況にある。また、財政面では、経済の堅調な拡大が財政健全化に資する点も踏まえ、自動車等の耐久消費財市場を中心に、需要変動を平準化するための対応策を講じた上で、2019 年 10 月における消費税率 10% への確実な引上げにより、健全化を推進する必要がある。

日本経済の好循環を、更なる成長につなげるには、経済成長の原動力である企業活動の活性化や競争力確保を図る必要があるとの観点から、平成 31 年度税制改正では以下の項目を要望する。

《重点要望項目》

◎ 企業の実質的な税負担軽減の実現

近年の法人税改革により、わが国の標準実効税率は 30%を切る水準へ引下げられたが、諸外国において法人税率引下げの動きが進む中、国際的に必ずしも競争力のある水準とはなっていない。とりわけ、わが国とともに世界で最も税率が高いとされてきた米国において法人税率が大幅に引下げられたほか、欧州においても法人税率が引下げられていること等から、改めて法人実効税率の適正化を検討すべき状況にある。

また、わが国の法人税改革は、税収中立のもと、課税ベース等が大幅に見直されたことにより、国内企業間の税負担が調整されたに留まっており、法人実効税率のみならず、あらためて、課税ベースについても国際的なイコールフットィング等の観点からの見直しを行うことで、法人の実質的な税負担の軽減を実現する必要がある。

このような状況に鑑み、わが国の法人実効税率については、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国や OECD 主要国の水準を踏まえ、25%程度への着実な引下げを目指すとともに、財源確保のために縮減された繰越欠損金控除制度等の諸制度について、本来あるべき姿に戻すべきである。

また、実質的な税負担の見直しに際し、地方法人二税については、地方行政サービスの対価としての受益と負担の適正化の観点からも、そのあり方について検討すべきである。

◎ 償却資産に対する固定資産税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。平成 28 年度税制改正に引き続き、平成 30 年度税制改正でも、中小企業の一定の設備について、

固定資産税をゼロとする措置が導入される等、中小企業向けの軽減措置は順次拡充されているが、わが国全体の国際的コスト競争力の観点からは、不十分と言わざるを得ない。

そもそも、償却資産に対する固定資産税は、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中での受益と負担の関係の問題等、多くの課題を内包していることから、廃止を含め、抜本的に見直すべきである。

また、政府の成長戦略では、国内における設備投資等を促進させるとの基本方針が示されてきたことから、少なくとも、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止するのは当然と考えるが、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

◎ 研究開発促進税制の拡充等

企業等の研究開発拠点誘致の国際競争が激化するなか、自国産業の国際競争力を高め、新製品・新技術の開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で、研究開発促進税制の拡充は極めて重要である。

特に、長期・安定的に行われる企業の研究開発をサポートする観点から、景気動向や業況にかかわらず研究開発投資マインドを維持できるよう、平成 27 年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度の復活に併せ、本税制の活用実績の大部分を占める総額型について、税額控除割合や同限度を国際的に優位な水準に拡充するべきである。

◎ 地球温暖化対策のための税の廃止

資源小国である我が国において、エネルギー政策は、いわゆるS+3E(安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合)の下、エネルギーの安定供給を前提に、経済合理性の確保と地球温暖化対策を同時に進めることが必要であり、こうした考えの下、2030 年のエネルギーミックスにおいても、石炭をはじめとする化石燃料を一定程度使用することが織り込まれている。この方針は平成 30 年 7 月 3 日に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画においても維持されている。

こうした中、「地球温暖化対策のための税」は、東日本大震災以前に決定された導入方針のまま、平成 24 年 10 月 1 日より施行され、平成 26 年 4 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日に税率が上昇、従来の石油石炭税に上乗せする形で化石燃料への課税が強化されている。現状において、化石燃料に代替するエネルギー調達が不可能な中、この課税強化は我が国のエネルギーコスト増に拍車をかけ、経済活動の維持、拡大に逆行する政策となっている。

更に環境省は、「地球温暖化対策のための税」の税収規模について、初年度(平成 24 年度)391 億円、平成 28 年度以降 2,623 億円と想定していた。実際には、化石燃料への依存度上昇のため、仮に同税が無かったとしても、石油石炭税本体で増収があったと見込まれるが、増収分も含め、本来行われるべき地球温暖化対策上の効果について、政府の統一見解に基づく検証、説明は全く行われていない。

このように、「地球温暖化対策のための税」については、経済政策の観点からも、地球温暖化

対策の観点からも、納税者が納得し得る合理性は認められず、直ちに廃止すべきである。

◎ 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に実質的に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限に関し、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

◎ 国際課税における国内法制の適正化と国際協調体制への取組み

国際的な租税回避(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転)を防止する観点から、国際課税制度の見直しが提唱され、わが国を含む各国・地域で国内法改正が進められている。引き続き、わが国の対応においては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、海外の活力を取込むことで経済成長に資するグローバルな企業活動を阻害しないという観点からの、慎重な検討が必要である。

➤ BEPS 対応に係る今後の国内法制の整備

平成 30 年度の与党税制改正大綱で言及された知的財産等の移転価格を事後的に是正する「所得相応性基準」、過大な支払利子の損金算入を制限する「過大支払利子税制」、および、租税回避スキームに係る「義務的開示制度」については、日本企業の実態を考慮し、改正の要否も含め慎重に検討すべきである。

また、平成 31 年度から施行される新しい外国子会社合算税制については、税率引下げ後の米国グループ会社への適用等が懸念されるところであり、その具体的なルールの明確化と適正化を図るべきである。

➤ BEPS 対応に係る国際的な協調体制での取組み

BEPS 対応のための国際課税ルールの見直しは、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点からも、OECD/G20 以外の国々も含めた、国際的な協調体制の下で進めていくことが必要不可欠である。現在、100 ヶ国以上の多くの国々が参加している BEPS 包摂的枠組会合の場を通じ、効果的なモニタリングや適切な情報管理により、不適切な課税や新たな二重課税が発生することを回避し、適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要がある。

➤ その他

- ・ 外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行3年→10年)や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。

- ・ 移転価格税制については、国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、50%以上の資本関係から50%超へと見直すべきである。
- ・ 移転価格文書化対応については、制度適用開始の状況を踏まえ、柔軟な執行が求められる。

《その他の要望項目》

○ 自動車関係諸税の適正化

日本の自動車産業は、鉄鋼需要のみならず、国内において、裾野の広いサプライチェーンを形成し、基幹産業の一つとして、日本経済の牽引役を担っていることから、経済の持続的成長を促す観点から、国内需要を喚起するための関係諸税の適正化が必要である。

また、「骨太の方針 2018」で「2014 年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019 年 10 月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する」とされている通り、消費税率引き上げに際しては、日本経済が成長軌道から外れることのないよう、需要変動の平準化対策も徹底すべきである。

○ 非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化

わが国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。一方、地方自治体が条例により負担水準を60%まで引下げることができることとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等からほとんど機能していない。一方、地価上昇が三大都市圏から地方に徐々に拡大しているものの、その動向は地域等により一様ではなく、負担水準の変動が見込まれるため、平成 30 年度税制改正において、据置措置を含む負担調整措置は、そのまま 3 年間延長された。こうした状況から、企業の競争力を確保し、国内立地を促進するためには、負担水準の均衡化に留まらず、税負担の軽減や適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げるべきである。

○ 企業年金税制の整備

少子高齢化が急速に進行し、マクロ的な社会保障負担が経済全体に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

➤ 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に対する特別法人税は平成 11 年度より適用が停止されており、平成 29 年度税制改正においても3年間の措置延長が図られている。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれかねな

い。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

➤ 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られてきたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の普及の観点から、企業型においては、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

○ 連結納税の地方税への適用等

連結納税制度は、持株会社化等、わが国企業における組織形態の多様化の進展に合せ、企業の国際競争力の維持・向上に資する観点から、平成 14 年度に導入されたものの、その適用範囲は国税である法人税に留まっており、その導入の趣旨から、国税のみに限らず、広く地方税にも適用を拡大すべきである。一方、年を追うごとに、制度の複雑化も進み、実務負担も看過できない水準に達していると考えられる。諸外国の制度も参考にしながら簡素化も図るべきである。

○ 納税コスト削減につながる電子申告対応を含む簡素化の促進

行政手続コスト削減の観点から、平成 30 年度税制改正において、2020 年度以降、大法人の法人税・地方法人税・消費税の申告に関し、添付書類も含めた申告書等の電子的提出が義務付けられることとなった。その具体的な制度設計については、前広な情報公開と共に、「ワンス・オンリー原則」も踏まえ、企業および政府・自治体の双方の負担軽減に真につながるものとするための配慮が必要である。

また、地方税の納税については、平成 30 年度与党税制改正大綱において、全地方自治体が共同で収納を行う仕組みを整備することとされたが、連結納税を採用している企業にとって、連結納税が適用されない地方税については、自治体毎の対応を余儀なくされ、申告・納税に係る事務負担が極めて大きい。連結納税制度の適用が拡大されない場合であっても、連結納税ベースでの本店所在地自治体における一括納付制度の導入等、納税事務の軽減を推進すべきである。

- ・ 企業の災害対策を促進する税制上の措置の拡充・恒久化
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記などに係る登録免許税の税率の特例の延長
- ・ 印紙税の見直し
- ・ 合同会社に対する構成員課税(パススルー課税)制度の導入

以上